

- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [羽生都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画事業高麗川駅西口土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく聴聞\(建築安全課\)](#)
- [一般国道254号\(志木市下宗岡一丁目\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道青梅秩父線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道青梅秩父線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道川越坂戸毛呂山線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の一般医師室ブース及び机セットの調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [包括外部監査の結果に関する措置状況の公表\(監査第一課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千百八十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

統合サーバ用帳票プリンタ機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年2月1日(土)から平成31年1月31日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」のいずれかでA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 篠沢、川野辺 電話048-830-2284
(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年10月3日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年10月2日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年10月3日（木）午前11時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成25年10月3日（木）午前11時15分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年9月11日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年9月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ
提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of printers for integration system servers

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: by 5:00 p.m., October 2, 2013

By the electronic bidding system or in person: by 11:00 a.m.,
October 3, 2013

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Planning and Finance Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2284

告 示

埼玉県告示第千百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年8月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 契約金額
400,365,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

告 示

埼玉県告示第千百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
業務システム機器更新に係る環境構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年7月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
186,165,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千八百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム松伏店

埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸字新三千百三十一 三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズモール行田（カインズ棟）

埼玉県行田市大字持田字大宮前三十一 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

ニ 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千八百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東京インテリア家具杉戸店

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二千三百七十番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）東京インテリア家具杉戸店

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字雅楽二千三百六十五番

（変更後）東京インテリア家具杉戸店

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二千三百七十番

ハ 変更年月日

平成二十五年八月二日

ニ 届出年月日

平成二十五年八月八日

三 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千八百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド行田店

埼玉県行田市桜町一丁目三千七百六十一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）テックランド行田店

（変更後）テックランド行田店

八 変更年月日

平成二十五年八月二日

二 届出年月日

平成二十五年八月八日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム東松山高坂店

埼玉県東松山市あずま町三丁目一番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）カインズホーム高坂店

埼玉県東松山市東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画

整理事業地二十八街区一画地内

（変更後）カインズホーム東松山高坂店

埼玉県東松山市あずま町三丁目一番地

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日外

ニ 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）カインズホーム北本中丸店

（変更後）カインズホーム北本店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日外

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム寄居桜沢店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南二千九百七十番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）カインズホーム寄居桜沢店

（変更後）カインズホーム寄居桜沢店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日外

ニ 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム嵐山店

埼玉県比企郡嵐山町大字平沢字遠道八百 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日外

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム上里本店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原字北稻塚千八百四十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム北本店

埼玉県北本市大字下石戸下字ニツ家二百十四 二

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小川晴雄

埼玉県北本市大字下石戸下字ニツ家二百十四 三

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年八月六日

告 示

埼玉県告示第千百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム寄居店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字後田七百四十一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いせやコーポレーション 代表取締役 土屋嘉雅

群馬県伊勢崎市富塚町二百十九番地四

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年十月一日

告 示

埼玉県告示第千百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ熊谷店

埼玉県熊谷市石原一丁目百二番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社バナーズ 代表取締役 守屋武

（変更後）株式会社バナーズ 代表取締役 久保憲一

ハ 変更年月日

平成二十五年六月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十五年八月八日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム飯能武蔵丘店

埼玉県飯能市大字中山字鶴舞六百八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム越生店

埼玉県入間郡越生町西和田三百四十九番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）カインズホーム越生店

（変更後）カインズホーム越生店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日外

ニ 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市三ツ木新町一丁目一番地十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア電器川島インター店

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字天神千八十番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日

ニ 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスシアフードセンター川島インター店

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字天神千百七十五番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイスシア 代表取締役 土屋嘉雄 外 計五者

（変更後）株式会社ベイスシア 代表取締役 赤石好弘 外 計五者

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日外

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズスーパーモール川島（専門店棟）

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字壁ヶ谷戸千二百七十五番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

八 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム川島インター店

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字五反田百九十一番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

ニ 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム蓮田店

埼玉県蓮田市大字関戸四千百九 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

平成二十五年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール大利根

埼玉県加須市琴寄字堤二千九百四番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）カインズモール大利根

埼玉県北埼玉郡大利根町大字琴寄字堤二千九百四番外

（変更後）カインズモール大利根

埼玉県加須市琴寄字堤二千九百四番外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社ベイシア電器 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市日乃出町二百九十二番地

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社ベイシア電器 代表取締役 土屋嘉雄
群馬県前橋市亀里町九百番地
株式会社オートルズ 代表取締役 土屋嘉雄
群馬県前橋市亀里町九百番地

八 変更年月日

平成二十四年十月一日外

二 届出年月日

平成二十五年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ朝霞店

埼玉県朝霞市本町一丁目千七百八十七番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）コモディイイダ朝霞本町店

（変更後）コモディイイダ朝霞店

ハ 変更年月日

平成十六年十二月五日

ニ 届出年月日

平成二十五年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ朝霞店

埼玉県朝霞市本町一丁目千七百八十七番地一外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三〇一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇〇台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から午後十一時

（変更後）午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前九時四十五分（年間六十日午前八時四十五分）か

ら午後十時

駐車場二 午前九時四十五分（年間六十日午前八時四十五分）か

ら午後十一時十五分

（変更後）駐車場一 午前八時四十五分から午後十時

駐車場二 午前八時四十五分から午後十一時十五分

ハ 変更年月日

平成二十五年八月十四日外

二 届出年月日

平成二十五年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘六十五番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号

有限会社増田生花店 代表取締役 増田正吉

埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘八十一

株式会社サプリアン 代表取締役 田中孝顕

東京都新宿区西新宿七丁目二十一番一号

株式会社ルック・ヒライ 代表取締役 平井勝治

北海道札幌市中央区南二条西六丁目七番地一

株式会社ブラザクリエイト 代表取締役 大島康弘

愛知県名古屋市中千種区今池四丁目一番二十九号

（変更後）株式会社コモディイイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十三番一号

有限会社増田生花店 代表取締役 増田正吉

埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘八十一

有限会社スリーフロンティア 代表取締役 岡田雅敏

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目八番十号

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿二丁目二十一番一号

八 変更年月日

平成二十四年九月一日外

二 届出年月日

平成二十五年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘六十五番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から午後十時四十五分

（変更後）午前九時から午後十時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分（年間六十日午前八時四十五分）から午後十一時

（変更後）午前八時四十五分から午後十一時

ハ 変更年月日

平成二十五年八月十四日

ニ 届出年月日

平成二十五年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

リブレ川口二番街

埼玉県川口市川口三丁目三百九十番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号

岩田食品株式会社 代表取締役 岩田功

愛知県一宮市萩原町松山五百六十六番地八号

株式会社セリア 代表取締役 河合宏光

岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地

有限会社ウエル・ワン 代表取締役 福田博文

埼玉県川口市榛松三百一

齋藤正恵

埼玉県川口市芝五丁目十八番七号

（変更後）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十三番一号

ハ 変更年月日

平成二十四年九月一日外

二 届出年月日

平成二十五年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百一十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

リブレ川口二番街

埼玉県川口市川口三丁目三百九十番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から午後十一時四十五分

（変更後）午前九時から午後十一時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場（敷地内タワー駐車場）

午前十時（年間六十日午前九時）から午後七時

第二駐車場（川口西公園地下公共駐車場）

午後六時から翌午前〇時

（変更後）第一駐車場（敷地内タワー駐車場）

午前八時四十五分から午後七時

第二駐車場（川口西公園地下公共駐車場）

午後六時から翌午前〇時

ハ 変更年月日

平成二十五年八月十六日

二 届出年月日

平成二十五年八月十三日

ニ 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

伊奈町全域

四 作業期間

平成二十五年七月八日から平成二十六年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量 五点、三級基準点測量 二十七点、地域ごとに適合したパラメータによる四級基準点座標変換五千点）

三 作業地域

川口市全域

四 作業期間

平成二十五年七月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

入間市狭山台土地区画整理地内

四 作業期間

平成二十五年八月二十六日から平成二十六年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十五号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

宮代町全域

四 作業期間

平成二十五年五月三十一日から平成二十六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十六号

測量計画機関であるさいたま市大間木水深特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（三、四級基準点測量）

三 作業地域

さいたま市緑区大間木区域

四 作業期間

平成二十五年八月一日から平成二十六年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十七号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

加須都市計画事業三俣第二土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成二十五年八月十九日から平成二十六年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十八号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

宮代町百間地内

四 作業期間

平成二十五年七月二十九日から平成二十五年十二月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成 レベル二五〇〇）

三 作業地域

荒川（さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、北本市、富士見市、川島町、吉見町、寄居町）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準基標測量（二級水準点測量）六十六・七キロメートル）

三 作業地域

越辺川〇・〇キロメートルから十五・〇キロメートル、都幾川〇・〇キロメートルから六・六キロメートル、高麗川〇・〇キロメートルから六・四キロメートル（川島町、坂戸市、東松山市他）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準基標測量（二級水準点測量）二十三・九キロメートル）

三 作業地域

入間川〇・〇キロメートルから十六・〇キロメートル、小畔川〇・〇キロメートルから五・三キロメートル（川越市、川島町）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準基標測量（二級水準点測量）二十四・〇キロメートル）

三 作業地域

荒川本川五十四・八キロメートルから九十・〇キロメートル（熊谷市、吉見町、鴻巣市、寄居町他）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準基標測量（二級水準点測量）二十六・九キロメートル）

三 作業地域

荒川本川二十八・八キロメートルから五十四・八キロメートル（さいたま市、上尾市、川越市他）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

高麗川〇・〇キロメートルから六・四キロメートルの間（坂戸市）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

越辺川一・二キロメートルから四・八キロメートルの間（坂戸市、川島町）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

入間川〇・〇キロメートルから六・二キロメートルの間（川越市、川島町）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

荒川本川四十七・六キロメートルから五十三・八キロメートルの間（さいたま市、上尾市、川島町）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

荒川本川六十六・八キロメートルから七十三・二キロメートルの間（鴻巣市、熊谷市）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

荒川本川八十四・四キロメートルから九十・〇キロメートルの間（深谷市、寄居町）

四 作業期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十五年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

加須市北川辺地域

四 作業期間

平成二十五年八月一日から平成二十六年一月十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十一号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

久喜市北部地域

四 作業期間

平成二十五年七月十九日から平成二十六年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十二号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

蕨市中央五丁目地内

四 作業期間

平成二十五年七月十七日から平成二十五年九月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（基準点の座標補正）

三 作業地域

寄居町全域

四 作業期間

平成二十五年七月十八日から平成二十五年十一月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十四号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（狭山市都市計画基本図作成）

三 作業地域

狭山市全域

四 作業期間

平成二十五年七月四日から平成二十六年一月九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十五号

測量計画機関である越谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

越谷市七左第一土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十五年八月一日から平成二十六年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十六号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

二 作業種類

公共測量（基準点測量、座標変換パラメータによる座標変換）

三 作業地域

飯能市飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業地区内

四 作業期間

平成二十五年七月十日から平成二十五年七月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十七号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成、地図情報レベル二五〇〇）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

平成二十五年七月十日から平成二十六年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（オルソ作成）

二 作業期間

平成二十五年八月十二日から平成二十六年三月三十一日まで

三 作業地域

鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、吉川市、伊奈町、川島町

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（地盤沈下関連水準測量、河川事業に伴う水準測量）

二 作業期間

平成二十五年八月二十七日から平成二十六年二月二十八日まで

三 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市、加須市、久喜市、幸手市

告 示

埼玉県告示第千二百四十号

平成二十五年七月三十日付け埼玉県告示第千九十一号で告示した羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、日高市から川越都市計画事業高麗川駅西口土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千二百四十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十五年九月十日午前十時	株式会社サ―チ	代表取締役 小濱 真吾	埼玉県さいたま市岩槻区日の出町三丁目十七番地

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 一〇三会議室

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 濱川 敦

路線名	一般国道二百五十四号
供用開始の区間	志木市下宗岡一丁目二〇五七番一地从 から 同市下宗岡一丁目二〇五三番一地先 で (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)
供用開始の期日	平成二十五年八月二十三日
備考	平成四年十一月二十 七日埼玉県告示第千 六百十九号で告示し た道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一五〇・〇〇メ ートル

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 青梅秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	飯能市大字上名栗字日影谷戸二 四二四番地先から同市大字上名 栗字中海戸二三八九番一地先ま	区 間
一三・五八 二八・三九	一〇・〇三 二〇・五八	敷地の幅員 (メートル)
	二二一・六四	延 長 (メートル)
示第二十四号の変更	平成二十一年四月二 十四日付埼玉県飯能 県土整備事務所長告	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>青梅秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>飯能市大字上名栗字日影谷戸二四 二四番地先から同市大字上名栗字 中海戸二三八九番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年八月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二一・六四 メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市大字戸口字白金八〇三番 十六地先から同市大字戸口字白 金八〇三番十六地先まで		区 間
一六・九八 四〇・九四	二七・九六 二九・九七	敷地の幅員 (メートル)
三七・〇〇		延 長 (メートル)
道路法第二十四条に基づく承認工事		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

川越坂戸毛呂山線	路線名
坂戸市大字戸口字白金八〇三番十六地先から同市大字戸口字白金八〇三番十六地先まで	供用開始の区間
平成二十五年八月二十五日 午後三時	供用開始の期日
平成二十五年八月二十三日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三七・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字小見字白鳥田 二六一番地二地先まで</p>	<p>行田市大字小見字白鳥田 三二一番地二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・三〇 一六・一九</p>	<p>七・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八一・六三</p>		<p>延長 (メートル)</p>
	<p>独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築工 事に伴う迂回道路</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市大字小見字白鳥田 三二一番二地先から 同市大字小見字白鳥田 二六一番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年八月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年八月二十三日付け 埼玉県行田県土整備事務所長告 示第十七号で告示した道路区域 の供用開始である。 延長二八一・六三メートル。</p>	<p>備考</p> <p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行う 武蔵水路改築工事に伴う迂回道 路。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年八月六日

指令川建セ第二四 一六 一号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十一日

川建セ第二五 五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字御所字入道塚二六三番六、二六三番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字御所二六三番地五

高橋 葉子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年八月七日

指令越建セ第二四〇〇四一一号

二 検査済証番号

平成二十五年八月十九日

越建セ第二二四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外千七百二十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町中央三丁目四番十一号 レジーナレジデンスⅡ一〇一号
室

大久保 滋 大久保 千恵子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年七月十二日

指令越建セ第二五〇〇七一号

二 検査済証番号

平成二十五年八月九日

越建セ第二二五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚字南前五百五十九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県猿島郡境町百四十八番地一 ミューズイン二〇二

高橋 知樹

告 示

埼玉県病院事業告示第七十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

一般医師室ブース及び机セット 68組

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年11月29日

(4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地 埼玉県立がんセンター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・三谷
電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地
埼玉県立がんセンター 新病院準備担当 深澤
電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年10月7日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年10月4日（金）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年10月7日（月）午前10時10分
開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）

を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年9月12日（木）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年9月20日（金）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

General practitioner room Booth and a desk set

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., October 7, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., October 4, 2013)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十三年度及び平成二十四年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	松 沢 邦 翁
埼玉県監査委員	梅 澤 佳 一

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県立4病院における財務事務と経営管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
固定資産 【報告書126 ページ】	【指摘10】 医療機器等については、埼玉県病院事業財務規程第百十三条の二により、年1回の实地棚卸を行うことになっているが、実施されていない。速やかに实地棚卸を行い、現物と固定資産台帳の突合を行って、不一致が発見されたら、その原因を調査し必要な処理を行わなければならない。また、現物の劣化・陳腐化及び使用・未使用の有無も調査・報告し、今後の対応を検討する必要がある。	平成24年2月の病院事業会計实地検査において、实地照合（棚卸）を年1回確実に実施するよう周知し、進捗状況を平成24年9月の病院事業会計实地検査において確認するとともに、不一致が判明しているものについては、処理に必要な費用を予算措置した。实地棚卸については、平成25年5月までにすべての病院で実施し、現物と固定資産台帳の確認を行った。 また、平成24年9月に实地照合結果の報告様式を定め、不一致のもの及び劣化等により使用に支障があるものなどについて、毎年度各病院から報告を求め、財務規程に基づく事務処理を行うこととした。	経営管理課

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：埼玉県の住宅政策について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所等
項 目	概 要		
各支所に対する 現地調査 【報告書204 ページ】	<p>【指摘4】 現金管理について 各支所で現金管理について次の問題が発見されたので改善されたい。</p> <p>ア 小口現金の残高管理を徹底する 日常の小口現金については、出納帳を作成しているが、日々の現金残を必ずしも記入していない。小口現金に関しては、残高を確認するための金種表が作成されていない。金種表を作成して残高の確認をすべきである。金種表には担当者与管理者が確認し押印する必要がある。また、定期的に支所の小口現金の現地カウントを行うべきである。</p> <p>イ 金庫内の現金について入出金管理を実施する 現金で回収される家賃については、領収書冊子になっている3枚のワンライティング方式で管理を実施している。「現金領収書原符」はそのまま領収書冊子に残り、「現金領収書」は支払者に交付し、「現金領収済報告書」は領収書控えの証拠書類として保存している。各現金回収者は、回収した現金を県出納口座への振り込み依頼書と共に金庫に保管し、翌日以降に県出納口座に預け入れている。 ただし、金庫内の現金について受払いの管理を行っていないため、現金で回収された時点から県出納口座に預けられるまでの間において当該現金を記録管理していないことになる。出納帳簿等を作成し、家賃等の現金回収における入出金管理を実施する必要がある。</p>	<p>アについて 小口現金の残高確認は、現金実査表を作成し、管理者（所長）と担当者（副所長）による確認と現金実査表の確認欄への押印を、小口現金の使用ごとに平成25年2月12日より実施している。 また、支所の小口現金の定期的な現地カウントは、次のときに実施している。 1）毎月、財務課へ精算報告書を提出（継続運用中） 2）半期毎、財務課で監査を実施（継続運用中） 3）年1回、公社内部監査を実施（継続運用中）</p> <p>平成25年6月に本社の管理職及び担当者が各支所を訪問し、残高確認及び現金実査表による管理が行われていることを確認した。</p> <p>イについて 現金家賃等取扱要領を平成25年7月23日に改定し、現金受払簿兼釣銭管理台帳により、釣銭管理を含めた入出金管理を平成25年8月1日から実施している。</p>	<p>埼玉県住宅供給公社</p>

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所等
項 目	概 要		
各支所に対する現地調査 【報告書204ページ】	<p>ウ 現金の公私混同を避ける 一部の支所においては、以前から家賃を支所窓口で受け取った場合のお釣りは、出納員個人の現金から支払っていた。個人現金から支払った分は、家賃を銀行に預け入れした際に回収している。そして、家賃受取の時間によっては銀行預け入れが翌日になることがあるが、その場合には、そのお金は袋に入れて金庫の中に保管されることになる。袋に入れることで他の現金と一応の区別はしてはいる。しかし、支所内に個人の現金が入り込んでいる状態には変わらない。 支所で取り扱う現金は支所の現金のみに限定すべきであり、支所内に個人の現金が入り込むと思わぬ事故の原因となる可能性がある。よって、お釣りの際には、普段から出納帳で管理している小口用の現金から支払うか、あるいは、別にお釣り用の現金を用意し、その中から支払うようにすべきである。そして、こちらも出納帳できちんと管理すべきである。</p> <p>エ 金庫の管理を厳格に行う 一部の支所においては、金庫の開閉を地区割担当者各自が自由に行える状況にあった。金庫は必要があるときだけ開閉され、それ以外は施錠されているのが通常である。盗難及び横領の危険性が高い現金の管理が不十分であることは公社の内部管理上問題であり、改善すべきである。</p>	<p>ウについて 釣銭取扱要領を平成25年7月23日に制定し、本社支所の出納員に釣り銭用現金を平成25年8月1日から交付した。 日々の釣り銭用現金の管理は、業務終了後に、現金受払簿兼釣銭管理台帳に釣銭を記入し、管理者の確認の後、金庫へ納金している。</p> <p>エについて 現金家賃の取り扱いや金庫の管理に関する、現金家賃等取扱要領を策定し、平成25年1月4日より運用を開始した。 金庫の管理については、金庫の鍵を本社では県営住宅収納課長が、支所では支所長が管理している。管理者が不在の時は、下位職位者が管理する。</p> <p>平成25年6月に本社の管理職及び担当者が各支所を訪問し、鍵の管理が適正に行われていることを確認した。</p>	埼玉県住宅供給公社

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所等
項 目	概 要		
各支所に対する現地調査 【報告書204ページ】	<p>オ タイムリーな現金確認作業を実施する 各出納員は、家賃を現金で回収した場合、「金銭出納帳（家賃）」に収納額を入力している。サンプルで直近の出納帳と「現金領収済報告書」を照合したところ、出納帳への入力漏れ及び出納帳への入力誤りが散見された。説明によれば、毎月末に最終確認作業を行い、誤り箇所を訂正した上で最終確定版としているとのことであった。</p> <p>上記の状況は、「金銭出納帳（家賃）」の確認作業を月末にまとめて実施していることを意味している。しかし本来であれば、日々の作業終了の際に確認作業を行い、その段階で誤り箇所の訂正を済ませ、翌日の作業に備えるべきである。訂正作業をまとめてやろうとすると、誤り箇所を見つけるのに余計な時間を要することになるし、また、誤り箇所を見つけたとしても、どのように訂正すべきかが分からなくなってしまう可能性がある。</p>	<p>オについて 現金家賃を収納した場合の金銭出納帳（家賃）への入力については、収納後速やかに担当者がシステム入力し、日々の作業終了時に収納グループリーダーが入力確認を行うよう平成25年1月に各支所へ通知し周知徹底した。</p> <p>住宅総合管理システムを改修し、現金領収済報告書を基に作成される払込書兼領収書と金銭出納帳の入力に相違が無いかを業務日誌で確認できるようチェックリスト欄を設け、8月12日から運用を開始した。</p>	埼玉県住宅供給公社